

# 経済レビュー

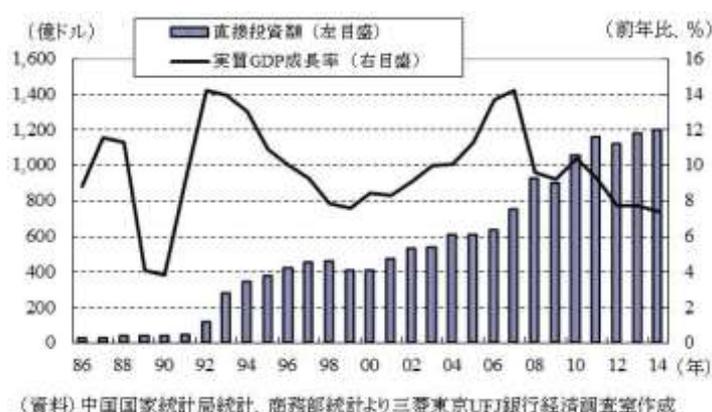
## ニューノーマル時代における対中直接投資

### 【要旨】

- ◇ 中国経済は巨額の対中直接投資を活用して高成長を遂げた。しかし、中国の高度成長期は終焉し、対中投資も全体としては伸び悩んできた。もっとも、詳細をみると、投資国・地域では経済連携が進む香港・韓国からの投資、投資業種では不動産をはじめとするサービス業など好調な拡大が続けているものもある。
- ◇ 習近平政権は「中所得国の罨」を回避するために改革・開放の再加速を志向し、外資参入規制を緩和するスタンスを明示した。その試行地として上海自由貿易試験区が新設され、投資・金融・貿易などで画期的な取り組みが始まり、一部は他地域にも展開されている。また、中国全体でも規制緩和を織り込んだ法整備が進みつつある。
- ◇ ただし、近年、外資系企業に対する独占禁止法違反の摘発が増えるなかで、海外からは恣意的かつ高圧的な調査手法に対する批判が強まり、WTO 違反との声まで出ている。こうしたことから、外資系企業の警戒心は高まっている。
- ◇ 習政権はニューノーマル時代の持続可能な成長に向けて、①過剰投資の調整、②環境規制の強化、③地方政府独自の優遇制度の禁止——といったビジネス環境を大きく左右する政策を進めており、その動向には注視を要する。
- ◇ 外資系企業にとっての黄金時代は終わったといわれるようになり、撤退という選択肢も浮上してきたが、サービス業、高付加価値製造業を中心に引き続き大きなビジネスチャンスが残されている。グローバルな事業戦略の下で中国に踏みとどまるとすれば、習政権の改革を踏まえ、政府と市場の期待に応えるというニューノーマル時代への適合条件をクリアすることが発展の鍵となろう。

中国は改革・開放政策導入以来、海外から流入する巨額の直接投資を活用して急速な経済発展を遂げた（第1図）。しかし、近年、直接投資額は伸び悩みを示し、また、中国経済も高度成長期を終えて安定成長期に移行している。習近平政権は安定成長へステージ移行した今日の中国をニューノーマル（新常态）と位置付け、改革・開放の再加速を通じて「中所得国の罫」の回避を模索している。そこで、以下では、足元の対中直接投資動向を確認するとともに、ニューノーマルに合わせた習政権の政策を踏まえ、外資系企業の方角性を考えていきたい。

第1図：中国のGDPと対内直接投資の推移



## 1. 最近の対中直接投資動向

対中直接投資額は2011～2014年にかけて年間1,100億ドル台とほぼ横這いで推移しているが、むしろ、投資地域別、業種別の詳細をみると様々な変化が認められる。

### (1) 投資地域別動向

2014年の主要投資国・地域の動きをタックスヘイブンを含むベース<sup>(注)</sup>で確認すると、増勢が目立つのは香港と韓国である。香港は最大の投資地域でありながら、前年同様、前年比+9.5%と堅調な拡大ペースを持続しており、経済貿易緊密化協定（CEPA）拡充を通じて中国との一体化を深める国際金融・ビジネスサービスセンターである香港を経由した投資ニーズは底堅い。また、2013年には中国における資金調達難から、中国の不動産企業が買収した香港上場企業を通じて香港で調達した資金で中国に投資する動きが指摘されており、後述の通り、不動産投資の活況からすると、2014年にも同様の動きが続いている可能性がある。一方、韓国からの投資は前年比+29.8%と急増しており、中韓FTAが2014年の実質合意を経て2015年の発効が見込まれるなかで投資意欲が喚起されたものと考えられる。

(注) 中国では、外資優遇税制の利用を図る中国企業の迂回投資、ビジネス上の自由度の確保、投機マネーなど様々な理由からタックスヘイブンを含むベースの投資が多く、本来の投資元を把握しづらかった。しかし、外資優遇税制の撤廃などから2008年の216億ドルをピークに減少の一途を辿り、2014年には90億ドルに達している。2009年からタックスヘイブンを含むベースの統計公表が始まっており、タックスヘイブンからの投資減少に伴い、タックスヘイブンを含むベースと含まないベースの差額は縮小しつつある。

第1表：投資国・地域別（タックスヘイブン経由を含む）の対中直接投資の推移

	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2009年～14年	
							金額	シェア
香港	539.9 (n.a)	674.7 (25.0)	770.1 (14.1)	712.9 (▲7.4)	783.0 (9.8)	857.4 (9.5)	4,338.1	65.7
EU	59.5 (n.a)	65.9 (10.7)	63.5 (▲3.6)	61.1 (▲3.7)	72.1 (18.1)	68.5 (▲5.0)	390.6	5.9
台湾	65.6 (n.a)	67.0 (2.1)	67.3 (0.4)	61.8 (▲8.1)	52.5 (▲15.2)	51.8 (▲1.3)	366.0	5.5
シンガポール	38.9 (n.a)	56.6 (45.6)	63.3 (11.9)	65.4 (3.3)	73.3 (12.1)	59.3 (▲19.1)	356.7	5.4
日本	41.2 (n.a)	42.4 (3.0)	63.5 (49.6)	73.8 (16.3)	70.6 (▲4.3)	43.3 (▲38.7)	334.8	5.1
米国	35.8 (n.a)	40.5 (13.3)	30.0 (▲26.1)	31.3 (4.5)	33.5 (7.1)	26.7 (▲20.4)	197.8	3.0
韓国	27.0 (n.a)	26.9 (▲0.4)	25.5 (▲5.3)	30.7 (20.2)	30.6 (▲0.2)	39.7 (29.8)	180.4	2.7
合計 (銀行・証券・保険を含まない)	900.3 (▲2.6)	1,057.4 (17.4)	1,160.1 (9.7)	1,117.2 (▲3.7)	1,175.9 (5.3)	1,195.6 (1.7)	6,606.4	100.0

(注) 上段は金額(億ドル)、下段( )内は前年比伸び率(%)。

(資料) 中国商務部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

その他の主要投資国・地域からの投資はいずれも前年比で減少したが、なかでも日本からの投資は2013年の前年比▲4.3%に続き、2014年には同▲38.7%まで急減し、日中関係の悪化が色濃く影を落としていることを窺わせる。

## (2) 業種別動向

業種別では、製造業向け投資が完全にピークアウトしたことが明白となってきた。2012～2014年にかけて3年連続の前年比減少で(第2表)、対中投資全体に占めるシェアは2004年の71.0%から2014年は33.4%へと半減した。賃金上昇と中国企業のレベルアップなどによる競争激化からすれば、生産拠点としての投資吸引力が弱まるのも不思議ではない。

これに対して、非製造業には堅調な業種も少なくない。なかでも、不動産業は規制強化に伴う市況低迷にもかかわらず、前年比+20.2%と大幅拡大しており、前述の通り、中国企業による香港経由の投資の可能性を示唆する。リース・ビジネスサービス、科学研究・技術サービスも同+20%前後の好調な拡大で、中国市場開拓への意欲を窺わせる。なお、卸売・小売の急速なペースダウンは綱紀粛正に伴う奢侈品需要の減退を反映したものと考えられる。

第2表：業種別の対中直接投資の推移

	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年
製造業	400.8 (▲5.6) <63.6>	408.6 (2.0) <54.7>	498.9 (22.1) <54.0>	467.7 (▲6.3) <51.9>	495.9 (6.0) <46.9>	<b>521.0</b> (5.1) <44.9>	488.7 (▲6.2) <43.7>	455.5 (▲6.8) <38.7>	399.4 (▲12.3) <33.4>
エレクトロニクス・通信設備	81.6 (5.9)	76.9 (▲5.9)	<b>84.5</b> (10.0)	71.7 (▲15.1)	84.3 (17.5)	73.1 (▲13.3)	65.9 (▲9.9)	64.1 (▲2.7)	61.5 (▲4.0)
機械	38.3 (▲3.7)	44.7 (16.7)	63.2 (41.6)	55.7 (▲12.0)	65.9 (18.4)	70.1 (6.4)	<b>76.8</b> (9.6)	70.1 (▲8.5)	52.2 (▲25.6)
化学	26.4 (▲6.0)	28.9 (9.3)	<b>41.2</b> (42.9)	39.9 (▲3.2)	34.4 (▲13.9)	37.4 (8.7)	39.0 (4.4)	39.3 (0.7)	31.8 (▲19.1)
医薬	5.2 (n.a.)	6.0 (16.0)	6.6 (9.8)	9.4 (43.7)	10.3 (8.8)	<b>11.8</b> (14.5)	9.4 (▲20.1)	10.4 (10.2)	9.6 (▲7.8)
繊維	20.9 (▲57.5)	18.4 (▲12.0)	18.2 (▲1.1)	13.9 (▲23.6)	16.0 (15.1)	15.4 (▲4.0)	12.7 (▲17.5)	12.3 (▲3.4)	8.3 (▲32.6)
不動産	82.3 (51.8) <13.1>	170.9 (107.7) <22.9>	185.9 (8.8) <20.1>	168.0 (▲9.6) <18.7>	239.9 (42.8) <22.7>	268.8 (12.1) <23.2>	241.2 (▲10.3) <21.6>	288.0 (19.4) <24.5>	<b>346.3</b> (20.2) <29.0>
リース・ビジネスサービス	42.2 (12.6) <6.7>	40.2 (▲4.8) <5.4>	50.6 (25.9) <5.5>	60.8 (20.1) <6.8>	71.3 (17.3) <6.7>	83.8 (17.6) <7.2>	82.1 (▲2.0) <7.3>	103.6 (26.2) <8.8>	<b>124.9</b> (20.5) <10.4>
卸売・小売業	17.9 (72.3) <2.8>	26.8 (49.6) <3.6>	44.3 (65.6) <4.8>	53.9 (21.6) <6.0>	66.0 (22.4) <6.2>	84.2 (27.7) <7.3>	94.6 (12.3) <8.5>	<b>115.1</b> (21.7) <9.8>	94.6 (▲17.8) <7.9>
運輸業	19.8 (9.7) <3.1>	20.1 (1.1) <2.7>	28.5 (42.1) <3.1>	25.3 (▲11.4) <2.8>	22.4 (▲11.2) <2.1>	31.9 (42.2) <2.8>	34.7 (8.9) <3.1>	42.2 (21.4) <3.6>	<b>44.6</b> (5.6) <3.7>
科学研究・技術サービス	5.0 (n.a.) <0.8>	9.2 (81.8) <1.2>	15.1 (64.2) <1.6>	16.7 (11.2) <1.9>	19.7 (17.5) <1.9>	24.6 (25.0) <2.1>	31.0 (25.9) <2.8>	27.5 (▲11.2) <2.3>	<b>32.5</b> (18.3) <2.7>
情報通信・コンピュータサービス・ソフトウェア	10.7 (6.0) <1.7>	14.9 (38.7) <2.0>	27.7 (86.8) <3.0>	22.5 (▲19.0) <2.5>	24.9 (10.7) <2.4>	27.0 (8.5) <2.3>	<b>33.6</b> (24.4) <3.0>	28.8 (▲14.2) <2.4>	27.6 (▲4.4) <2.3>
エネルギー供給	12.8 (▲7.8) <2.0>	10.7 (▲16.3) <1.4>	17.0 (58.1) <1.8>	21.1 (24.5) <2.3>	21.2 (0.6) <2.0>	21.2 (0.3) <1.8>	16.4 (▲22.6) <1.5>	<b>24.3</b> (48.2) <2.1>	22.0 (▲9.3) <1.8>
合計 (銀行・証券・保険を含まない)	630.2 (4.5)	747.6 (18.6)	924.0 (23.6)	900.3 (▲2.6)	1,057.4 (17.4)	1,160.1 (9.7)	1,117.2 (▲3.7)	1,175.9 (5.3)	1,195.6 (1.7)
銀行・証券・保険	99.9 (n.a.)	90.1 (▲9.8)	164.9 (83.0)	44.9 (▲72.8)	101.2 (125.5)	98.8 (▲2.4)	114.8 (16.1)	23.3 (▲79.7)	41.8 (79.5)

(注) 1. 上段は金額(億ドル)、中段( )内は前年比伸び率(%)、下段<>内はシェア(%)。

2. 枠内は投資額のピーク。ちなみに繊維は2005年がピーク。

(資料) 中国商務部統計より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

## 2. ニューノーマル時代の外資政策

中国の高度成長の牽引役の一つと考えられてきた対中直接投資は総じてみれば伸び悩みに入った。こうした対中投資に対して習近平政権はいかなるスタンスにあるのか。それを習政権が推し進める改革のアウトラインを示す重要文書「改革の全面的な深化に関する若干の重大な問題に関する決定」[2013年11月の中央委員会第三回全体会議(三中全会)採択]から探ってみたい。

三中全会の決定は、経済のグローバル化という新たな情勢に適応するため、外資参入規制の緩和を掲げており、①中国企業・外資系企業に関する法令の統一化、②外資政策の安定性・透明性・予測可能性の維持、③サービス業における(a)金融、教育、文化、医療分野の秩序ある開放と(b)育児・高齢者サービス、建築・設計、会計・監査、商業・貿易・物流、電子商取引の外資参入制限撤廃、④一般製造業における一段の自由化——を明記した。また、改革の全面的深化と開放拡大のための試行地である上海自由貿易試験区の重要性も明らかにした。

### (1) 上海自由貿易試験区における改革の進展

2013年9月、三中全会の決定に先行して上海市浦東新区の4つの保税區に上海自由貿易試験区（FTZ）が設立され、行政、投資、貿易、金融の4分野に関し、全国に先駆けた改革が試行されることになった。投資面では、①金融、運輸、商業貿易、専門、文化、社会の6分野における18業種のサービスに関する参入規制緩和（第3表）、②外国投資に対するネガティブリスト方式の採用（ネガティブリスト以外の分野では認可制から登録制に変更）——が規定された。とはいえ、FTZ設立時に上海市政府がネガティブリストに掲げた制限ないし禁止対象16業種190項目は、外資系企業に対する全般的な投資リストである外商投資産業指導目録における制限対象80項目、禁止対象39項目との重複も多く、失望を誘った。

第3表：上海自由貿易試験区の参入規制緩和対象（6分野18業種のサービス）

金融サービス	銀行、健康医療保険、ファイナンスリース
海運サービス	遠洋貨物運輸、国際船舶管理
商業貿易サービス	付加価値電信業務、ゲーム機・アミューズメントマシンの販売・サービス
専門サービス	弁護士サービス、企業信用調査、旅行会社、人材紹介サービス、投資管理、工事設計、建築サービス
文化サービス	公演マネジメント、娯楽施設
社会サービス	教育研修・職業訓練、医療サービス

（資料）国務院「中国（上海）自由貿易試験区全体方案」より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

こうした反応を踏まえ、上海市政府は2014年6月には2014年版としてネガティブリストを更新し、制限・禁止対象を139項目に削減した。外資単独での投資が可能となった主な項目には、自動車の電子装置製造、排気量250cc以下のオートバイ生産、排気量250cc超のオートバイ電気制御燃油噴射技術、プロジェクト会社形式による不動産開発・仲介業、国際海運貨物積降業務、国際海運コンテナターミナル・ヤード業務が、投資制限が削除された主な項目には、石油製品精製、バイオ液体燃料生産、ベアリング生産、通信販売や一般商品のオンライン販売、品質検査技術サービスがある。しかし、削減項目には重複した規制項目の整理によるものも多く、規制緩和が遅れているという見方が根強い。

金融面でも貿易面でも新政策導入は進みつつある。2013年12月、中国人民銀行（中央銀行）は金融改革の概要を示す「上海自由貿易試験区建設に向けた金融支援に関する意見」を発表し、3カ月以内に大部分の改革に着手し、半年後には結果を総括、約1年で普及可能な金融管理モデルを構築するという目標を明らかにした。これを受けて、2014年2月から施行細則の発表が相次ぎ、①国内外の企業グループ間の資金融通ならびに集中決済、②小口外貨預金金利、③外貨資本金の人民元交換——などが自由化され、海外との自由な資本移動が可能となる自由貿易口座制度も導入された。貿易面では、上海税関が関税の一括納税、搬入後通関など通関手続きの簡素化策を次々と発表しており、その数は23項目に達している。

さらにFTZを起点とした自由化は新たな段階に入っている。一つはFTZで試行された政策の全国展開である。すでに一部の自由化政策は数カ月のタイムラグを置いて

他地域に展開されつつあったが、2015年1月には、国務院（中央政府）が「上海自由貿易試験区のコピー可能な改革試行経験の普及に関する通知」を公布し、35項目を全国展開することとした。中央政府官庁が管轄する29項目のうち28項目の期限は2015年6月30日までとされ、外貨資本金の人民元交換の自由化、外貨登記・変更手続きの銀行への委譲、ファイナンスリース会社による商業ファクタリング業務の兼業などが含まれている（第4表）。一方、地方政府管轄となる6項目のうち、企業設立に際してのワンストップ窓口制度、公共信用情報サービスプラットフォームの構築など5項目は2～3年の期限で全国展開予定が定められた。

第4表：上海自由貿易区の自由化進捗状況

項目	上海自由貿易区	上海自由貿易区外への展開	2015年6月30日までに全国展開
<b>投資規制緩和</b>			
対内直接投資におけるネガティブリスト方式の採用	2013年9月		
対内直接投資における認可制から登録制への移行	2013年9月		
外資100%の医療機関開設	2013年11月	2014年8月 (北京、天津、上海、江蘇、福建、広東、海南)	
ファイナンスリース会社による商業ファクタリング業務の兼業	2014年2月		○
ゲーム機・アミューズメントマシンの販売・サービス	2014年4月		○
税務手続のオンライン化10項目	2014年6月		○ (審査、納税のオンライン化など4項目)
<b>金融</b>			
クロスボーダー人民元集中運営管理	2014年2月	2014年11月 (多国籍企業)	
小口外貨預金金利自由化	2014年2月	2014年6月 (上海市内)	
クロスボーダー外貨集中運営管理	2014年2月	2014年4月 (多国籍企業)	
外資系企業の外貨資本金の人民元交換を自由化	2014年2月	2014年7月 (天津滨海新区など16地区)	○
直接投資における外貨登記および変更登記を銀行に委譲	2014年2月		○
コモディティデリバティブの銀行店頭取引における両替	2014年2月		○
自由貿易口座の開設	2014年5月		
<b>貿易</b>			
通関手続の簡素化23項目	2014年4～8月	2014年9月 (関税の一括納税、搬入後通関方式など14項目を全国展開)	○ (通関のペーパーレス化、輸入貨物の事前審査など8項目)

(資料) 中国国務院、中国人民銀行、上海市当局資料等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

もう一つは上海以外のFTZの設置である。多くの地域から要望が出されるなかで広東省、福建省、天津市で2015年3月からの新設が決定した。同時に上海FTZも従来の30km<sup>2</sup>弱から拡張され、FTZの規模はいずれも約120km<sup>2</sup>となる。ネガティブリストについて上海では139項目あるのに対して天津では85項目まで絞り込んだとの報道もあり、FTZ間の競争による規制緩和のスピードアップが期待されるところである。

## (2) 全般的な規制緩和策

FTZのみならず、中国全体でも外資規制緩和に向けた制度整備は着実に進展している。第1は参入手続がこれまでの審査制から原則届出制へ移行されたことである（第5表）。従来から徐々に審査権限は中央政府から地方政府に委譲されつつあったが、2014年5月、国家発展改革委員会は「外商投資プロジェクト審査承認及び届出管理弁法」を公布し、中国側の奨励（マジョリティ出資が規定されている案件を除く）・

許可業種の案件を届出制とし、審査を要する案件についても審査期間の短縮、提出書類の削減など企業の負担軽減につながる措置を盛り込んだ。

第5表：外資プロジェクトの審査

	審査機関	奨励業種	許可業種	制限業種
変更前	国務院および 国家発展改革委員会	5億ドル以上		1億ドル以上
	国家発展改革委員会	1億～5億ドル未満		5,000万～1億ドル未満
	地方政府	1億ドル未満		5,000万ドル未満
変更後	国家発展改革委員会	中国側のマジョリティ出資要で 3億ドル以上	なし	不動産以外で5,000万ドル 以上
	地方政府	中国側のマジョリティ出資要で 3億ドル未満		不動産および不動産以外 で5,000万ドル未満

(資料) 中国国家発展改革委員会資料より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2に投資制限・禁止業種の削減である。国家発展改革委員会は2014年11月上旬には外商投資産業指導目録の改定版を公表し、1カ月間の意見公募を終えており、近々の実施が見込まれている。95年の第1版から改定を重ね、今回は2011年版以来の改定で第6版となる。2011年版に比べ、制限業種は79から35へ、禁止業種は38から36へとそれぞれ減少している(奨励業種も354から349へ削減、どれにも該当しないものは許可業種)。とくに制限業種では、化学、医薬、機械、化学繊維、不動産など多くの業種が対象から外され、上海自由貿易試験区よりも規制緩和が進むことになるため、同試験区でも中国全体での自由化進展を踏まえたネガティブリストの修正が急がれよう。

第3に外資系企業に関する基本法の一本化である。2015年1月、商務部は「外国投資法(草案)」を公表し、旧正月前まで意見公募を行った。「外国投資法」は、従来、外資系企業の形態別に規定してきた「中外合弁企業法」、「中外合作経営企業法」、「外資企業法」の外資三法に代わるものである。商務部によれば、その中核にあるのは三中全会の決定における内国民待遇とネガティブリスト方式による外資管理の実現である。ちなみに草案ではネガティブリストは特別管理措置目録と名づけられており、外商投資産業指導目録の制限・禁止業種は今後、一段と縮小され、特別管理措置目録に移行すると考えられる。なお、事前審査から事後管理という流れから報告義務は残る。報告には外国投資事項報告、事項変更報告、定期報告があり、違反には罰則が設けられている。

### 3. 外資系企業を警戒させる政府の動き

中国政府は三中全会の決定に基づき、外資系企業の規制緩和に向けた政策を進めているが、これに伴うビジネス環境の改善は外資系企業にはあまり実感されておらず、逆に、外資系企業に関する独占禁止法違反や汚職腐敗の摘発の増加が警戒をもって受け止められているように見える。実際、在中国の米商工会議所の会員企業へのアンケート調査(2014年9月発表)では「外資系企業は以前に比べ歓迎されていない」という回答が60%、さらには「外資系企業が攻撃の標的になっている」という回答が49%

にのぼった。

### (1) 独占禁止法の運用

中国の独占禁止法は2008年施行と歴史が浅く、M&A審査は商務部、価格関連の独占行為は国家発展改革委員会、価格以外の独占行為は国家工商行政管理総局と運用が3機関に分かれているという特徴がある。各運用機関で外資系企業の摘発が増えており、外資系企業に標的にされているという印象を与えている。

#### ① 商務部による M&A 審査

商務部による M&A 審査は、中国企業買収のみならず、海外の企業同士であっても中国市場に占めるシェアが大きい場合は対象となる。このため、大型合併では各国の認可後、最終的に中国の認可待ちとなるケースが増えている。

2014 年末までに約 1,000 件が審査対象となったうち、条件付き認可が 24 件、不認可は 2 件にとどまる。ただし、条件付き認可は 1 件を除いて外資系企業の案件であり、中国事業については合併効果が薄れてしまうような厳しい条件がつくことが少なくない。また、不認可案件は 2 件とも外資系企業の案件である。2009 年のコカ・コーラ案件に続いて 2014 年にはデンマークの海運大手 A・P・モラー・マースクを含む欧州 3 社の提携案件もアジア・欧州ルートのコテナ輸送でシェアが 47%に達するという理由で不認可となった。同案件は欧米ではすでに承認済であったが、中国の不認可により白紙にせざるを得なくなった。

最終的には無条件で認可されている案件についても、膨大な書類提出を要し、独占禁止法上、最長であるはずの 180 日前後の審査期間が常態化し、外資系企業の不満を高めてきた。諸外国同様、2 段階の審査手続きのうち、多くの国では 1 次審査で終了するところが、中国では概ね 2 次審査まで持ち込まれるためと考えられている。

そこで、商務部は、2014 年 2 月に「経営者集中における簡易案件の適用基準に関する暫定規定」、4 月に「企業結合簡易案件の申告に関する指導意見」を施行し、M&A 参加者の市場におけるシェアが低い場合などは簡易案件として申告書類の簡素化を認めた。また、簡易案件については受理の段階で公表し、第三者の意見を公募する形で透明性と迅速性が図られた。現時点で公示中の簡易案件は約 60 件であるが、外資系企業の案件でも 1 カ月以内で認可されるケースもあり、一定のスピードアップの効果は見受けられる。

#### ② 国家発展改革委員会による独占禁止法違反の摘発

商務部の M&A 審査には一部改善がみられる一方、国家発展改革委員会によるカルテル摘発の広がり外資系企業を悩ませるようになっている。独占禁止法のカルテル関連の摘発は 2012 年まで 50 件程度で、その対象は中国企業であった。ところが、2013 年 1 月、国家発展改革委員会は韓国サムスン、LG、台湾奇美など液晶メーカー 6 社の価格カルテルに対し総額 3 億 5,300 万元の制裁金を科した（第 6 表）。外資系企業がカ

ルテルで処罰される初のケースであり、同時に中国のカルテルに対する制裁金としては過去最高となった。もっとも、液晶パネルに関するカルテルの制裁金は先行した米国では9億ドル、EUでは6億5,000万ドルと中国の10倍以上であった。

第6表：外資系企業に対する独占禁止法違反適用事例

時期	対象	制裁金合計	制裁金対象企業	制裁金減額・免除
2013年	液晶パネル	3億5,300万元	韓国、台湾系6社	韓国系1社を除き、調査協力により減額
	粉ミルク	6億6,873万元	米、フランス、ニュージーランド等外資系5社と中国企業1社	スイス、日本、中国系の3社は調査協力や自主的な値下げなどから処罰対象外
2014年	メガネ・コンタクトレンズ	1,957万元	米、フランス、ドイツ、日系の5社	日本、台湾系の2社は調査協力により制裁金免除
	自動車部品	12億3,500万元	日系10社	日系2社は調査協力により制裁金免除
	完成車	3億1,000万元	米、ドイツ系2社	
2015年	携帯電話向け半導体	60億8,800万元	米系1社	

(資料)各種報道等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

次いで、同年8月には、外資系企業5社と中国企業1社の粉ミルクメーカーに総額6億6,873万元と液晶パネルを上回る高額の制裁金が科された。2008年の中国メーカーの粉ミルクへのメラミン混入事件後、他の中国メーカーでも広くメラミンを混入させていたことが発覚したため、外資系メーカーの製品へのシフトが進むなかで、その価格上昇は中国の消費者の不満を招いていた。さらに2014年6月にはメガネ・コンタクトレンズの外資系メーカー5社に総額1,957万元の制裁金が科された。

2014年には対象が自動車分野に広がり、8月に日系の自動車部品メーカー10社に総額12億3,500万元、9月にはドイツのフォルクスワーゲン、米クライスラーの完成車メーカー2社に総額3億1,000万元の制裁金が科された。他にも多くの外資系自動車メーカーについて調査が行われている。こうした調査・摘発の動きに対して、8月13日には在中国の欧州商工会議所が「十分な聴取を行わずに威嚇により企業に処罰や改善措置を受け入れさせている」との声明を発表、9月8日には米商工会議所も報告書で国家発展改革委員会の高圧的な調査手法を問題視し、独占禁止法を利用して外資系企業に値下げを強要するのはWTO協定違反に当たる可能性があるとして指摘した。海外からの批判を受けて、9月11日、商務部、国家発展改革委員会、工商行政管理総局は異例の合同記者会見を開き、最近の独占禁止法調査が不当に外資系企業を適用しているとの見方に対し、中国の独禁法案件335のうち外国企業が関与しているのは33件にすぎないと反論したが、諸外国からの納得が得られたようには見受けられない。

2015年2月には、国家発展改革委員会は米国の大手携帯電話向け半導体メーカーのクアルコムと60億8,800万元と過去最大の罰金支払いで和解に至った。クアルコムは中国の携帯端末メーカーに供与する特許使用料の引き下げにも合意した。クアルコムについては、2013年11月に価格吊り上げと優越的地位の濫用の疑いで調査を開始し、2014年12月までに7度の協議を行い、米国からも強い関心が示されていた。

## (2) 贈賄摘発

習近平政権誕生以降、汚職・腐敗については過去に例のない大規模な取り組みが展

開され、政府、軍、国有企業と広範囲の摘発が相次いでいる。こうした摘発の強化のなかでその対象は外資系企業にも及んでいる。

2013年6月、英グラクソスミスクライン（GSK）が官僚、業界団体幹部、医師などに巨額な贈賄を行い、薬価を吊り上げたという容疑で公安当局の捜査を受け、その後、多くの欧米系製薬会社の贈賄に対しても当局の調査や元従業員の告発などが報じられた。事件発覚後、中国メディアの激しい批判報道もあり、GSKを含めた多くの欧米系製薬会社で売上が急減した。製薬会社の贈賄は外資系企業に限らないとみられているが、中国企業が調査対象にならなかった点では海外から疑問の声があがった。GSKについては2014年9月に経済事件としては過去最高額となる30億元という罰金刑が科された。

反腐敗運動で経営幹部が調査を受けている中国上場企業の数が現時点で70社に上ると報じられているが、これに伴い、外資系企業でも裏付け調査への協力のみならず、合弁企業の中国人幹部が調査対象となり、事業展開に支障を来たすケースも出てきている。

#### 4. ビジネス環境を左右する3つの政策

持続可能な安定成長を追求するニューノーマル時代の政策は外資政策以外でもビジネス環境を大きく左右するものがあり、その動きも注視しておく必要がある。

第1は過剰投資の調整である。リーマン・ショック時の世界的な経済危機に際して、中国は大規模な投資拡大策で景気後退を回避したが、その後遺症として深刻な生産能力の過剰に陥り、しかも、中国の高度成長期が終焉したことで調整圧力が肥大化している。このため、政府は過剰生産設備の淘汰を推進しており、鉄鋼、電解アルミ、セメントなど19業種では淘汰対象企業をリストアップし、実行を促すという強硬手段に出ている（第7表）。こうした投資過剰業種では新規投資も制限されており、外資系企業でも認可が下りず、投資を断念せざるを得ないケースがある。また、高度化のための投資は同規模の生産能力削減などの条件付で認可され易いことから、生産能力の過剰がより付加価値の高い生産設備にシフトする可能性も指摘されており、この点も留意を要する。

第7表:設備淘汰リスト

	淘汰量				生産量	(2011~14年の淘汰量合計) /2014年の生産量(%)
	2011年	2012年	2013年	2014年	2014年	
製鉄 (万トン)	3,192	1,078	618	1,900	71,160	9.5
製鋼 (万トン)	2,846	937	884	2,870	82,270	9.2
コークス (万トン)	2,006	2,493	2,400	1,200	47,691	17.0
鉄合金 (万トン)	213	326	210	234	3,786	26.0
カーバイド (万トン)	152	132	118	170	2,548	22.4
電解アルミ (万トン)	64	27	27	42	2,438	6.6
銅精錬 (万トン)	43	76	86	51	796	32.1
鉛精錬 (万トン)	66	134	96	12	422	72.9
亜鉛精錬 (万トン)	34	33	19	0	583	14.7
セメント (万トン)	15,497	25,829	10,578	5,050	247,619	23.0
平板ガラス (万重量箱)	3,041	5,856	2,800	3,500	79,262	19.2
製紙 (万トン)	831	1,057	831	265	11,786	25.3
アルコール (万トン)	49	74	34	0	n.a.	n.a.
化学調味料 (万トン)	8	14	29	0	n.a.	n.a.
クエン酸 (万トン)	4	7	7	0	n.a.	n.a.
皮革 (万枚)	488	1,185	916	360	n.a.	n.a.
染色 (億メートル)	19	33	32	11	537	17.6
化繊 (万トン)	37	26	55	3	4,433	2.7
鉛蓄電池 (万キロボルトアンペア時)	4,870	2,971	2,840	2,360	22,070	59.1

(注) 淘汰量の2011~13年は実績、2014年は目標値

(資料) 工業・情報化部通知等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

第2は環境規制の強化である。中国でも急速な工業化に伴う環境悪化は避けられず、政府は第11次5カ年計画(2006~2010年)から特定の環境汚染物質について排出削減を必達目標として盛り込むことで環境改善を目指した。第11次5カ年計画に続き、現行の第12次5カ年計画でも目標に合わせて着実に削減が進んでいるという統計結果が出ている(第8表)。にもかかわらず、2013年から各地でPM2.5(直径2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質)による深刻な大気汚染が発生し、環境対策の強化が避けられなくなった。

第8表:5カ年計画における環境汚染物質削減目標と達成状況

	2005年実績	第11次(2006~2010年)				第12次(2011~2015年)			
		2010年目標		2010年実績		2010年実績(注1)	2015年目標		2014年までの実績見込み(注2)
		削減率(%)		削減率(%)			削減率(%)	削減率(%)	
COD(万トン)	1,414.2	1,273	▲10	1,238.1	▲12.5	2,551.7	2,347.6	▲8	▲9.9
二酸化硫黄(万トン)	2,549.4	2,295	▲10	2,185.1	▲14.3	2,267.8	2,086.4	▲8	▲11.6
アンモニア性窒素(万トン)	149.8	未設定	n.a.	120.3	▲19.7	264.4	238.0	▲10	▲9.6
窒素酸化物(万トン)	1,523.8(06年)	未設定	n.a.	1,852.4	21.6	2,273.6	2,046.2	▲10	▲7.8

(注) 1.汚染物質の排出源として、従来の工業、生活に加え、農業、自動車等を含めた統計変更の結果、変更前に比べ増加。

2.2014年の数値は年前半の伸び率による推計値を使用。

(資料)「第12次5カ年計画における省エネルギー・汚染物質排出削減に関する総合計画」、中国環境保護部統計等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

そこで、国務院は 2013 年 9 月に大気汚染防止行動計画を公表した。主要工業地帯における PM2.5 濃度の低下（2017 年までに 2012 年比で北京・天津・河北経済圏で▲25%、長江デルタで▲20%、珠江デルタで▲15%）などの目標が設定され、環境負荷が高い生産設備の淘汰や脱硫・脱硝など環境設備の設置をはじめとする多岐に亘る対策が導入された。同様に、水質汚染防止行動計画および土壌汚染防止行動計画も策定に向けて準備が進んでいる。

また、2014 年 4 月には環境保護法が 89 年の制定以来、初めて改正され、2015 年初から施行に至った。環境保護のための新制度として、環境モニタリング制度、重点汚染物質総量規制制度、汚染物質排出許可制度に加え、公益訴訟制度も盛り込まれ、環境保護団体なども提訴可能となり、罰則も強化された。

日本企業は環境基準をクリアしているところが多く、環境基準を達成できない企業の淘汰ないし環境コスト増が有利に働くとの見方もあるが、自国企業優先主義のもとで恣意的な運用の恐れは払拭できない。実際、日本企業でも摘発されるケースが出ているとの情報もある。また、環境保護団体のなかには環境破壊を行う中国企業から調達する外資系企業を標的にして調達先に圧力を加えるよう促す団体もあり、公益訴訟制度の運用についても注意深くみていく必要がある。

第 3 に地方政府独自の優遇制度の禁止がある。2014 年 12 月 9 日に、国務院が「税収等優遇政策の整理・規範化に関する通知」を発表、次いで、24 日には財務部が補足通知を出し、12 月 1 日に遡って違法な優遇制度を一律停止し、合法的な優遇政策についても理由を十分に説明したうえで国務院の批准を受けなければならないと規定した。地方政府は 2015 年 3 月までに優遇政策の見直し状況を国務院に報告することになっている。禁止となる優遇政策には行政費用・社会保障負担の減免、土地・国有資産の安価な払い下げ、電気・水道料金の引き下げ、補助金・奨励金支給などが含まれる。中国における様々な企業優遇制度は広義の補助金支給として海外から長く批判が絶えず、また、競争条件の統一という意味では撤廃は当然ともいえるが、従来、恩恵を受けてきた企業は混乱を避けられまい。

## 5. ニューノーマル時代における外資系企業の方向性

改革・開放以来、中国政府は外資優遇政策を駆使して外資系企業の資本・技術を取り込み、キャッチアップに邁進した。これが奏功して、中国企業がレベルアップするに伴い、外資系企業の必要性は薄らいだ。このため、外資バッシングを窺わせるような当局・メディアの対応が増え、外資系企業にとっての黄金時代は終わったといわれるようになったのも自然な流れといえる。

こうしたなかで、足元で、日本の大手メーカーの生産ライン撤退の動きが報じられ、商務部の定例記者会見でも「日本企業の全面撤退の始まりではないか」という記者質問が出た。商務部の報道官は「近年の賃金・土地コストの上昇、経済成長の減速から中国事業の見直しに動く多国籍企業もあるが、多くはない」と回答したが、撤退が選択肢の一つとしてクローズアップされ始めたことは事実であろう。

ただし、「中所得国の罣」を回避し、より高度な成長ステージに移行するには、未だに遅れた分野——サービス業、高付加価値製造業など——の発展が不可欠であり、その分野には規制緩和を通じて外資を呼び込みたいという政府の意向は明白である。とすれば、そこには引き続き大きなビジネスチャンスが残されていよう。2015年の旧正月においても中国からの訪日観光客の旺盛な購買力が大きく報じられたことは記憶に新しい。

グローバルな事業戦略のなかで撤退・他国へのシフトという方向性も浮上してきたが、中国に踏みとどまるとすれば、習政権の改革を踏まえ、政府と市場の期待に応えるというニューノーマル時代への適合条件をクリアすることが発展の鍵となろう。

以 上

H27.2.27 萩原 陽子 youko\_hagiwara@mufg.jp)

発行：株式会社 三菱東京UFJ銀行 経済調査室

〒100-8388 東京都千代田区丸の内 2-7-1

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、金融商品の売買や投資など何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお申し上げます。当資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、当室はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。